

●香川県告示第171号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許年月日

平成19年3月26日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋 武紀

高松市昭和町1丁目12番12号

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町字吉ヶ浦甲6194番地16に接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点を順次結んだ線及び③の地点と①の地点を結ぶ昭和51年4月17日付け51港B第141号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.09メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点畝木（北緯34度29分30.7607秒、東経134度9分58.3623秒。以下「基点」という。）から117度6分47秒、690.64メートルの地点

②の地点 ①の地点から64度1分14秒 17.14メートルの地点

③の地点 ②の地点から154度1分14秒 6.36メートルの地点

(3) 面積

54.50平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡土庄町字大木戸沖甲5165番200に接する無番地、同町字吉ヶ浦甲6194番18、甲6194番17、甲6194番16に接する無番地及び甲6194番16の地内並びに同町字大木戸沖甲5165番283から同町字吉ヶ浦甲6194番16に接する無番地を経て甲6190番1に接する無番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からHの地点を順次結んだ線及びHの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から120度19分32秒 708.24メートルの地点

Bの地点 Aの地点から334度29分56秒 99.00メートルの地点

Cの地点 Bの地点から244度29分56秒 10.00メートルの地点

Dの地点 Cの地点から335度54分14秒 135.00メートルの地点

Eの地点 Dの地点から52度25分00秒 175.00メートルの地点

Fの地点 Eの地点から142度25分00秒 135.00メートルの地点

Gの地点 Fの地点から232度25分00秒 130.00メートルの地点

Hの地点 Gの地点から154度29分56秒 95.00メートルの地点

(3) 面積

32,088.73平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地